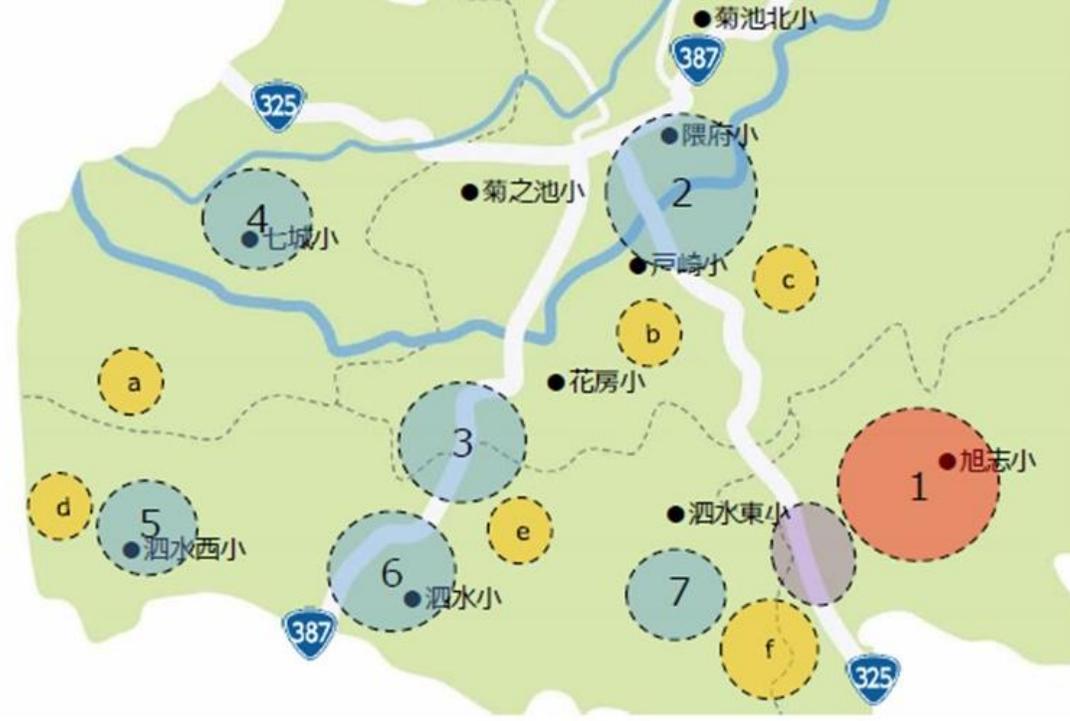


① 「菊池市宅地開発可能性調査（ゾーニング）」

◇目的

宅地開発の適地を選定し、民間宅地開発による新たな優良住宅団地の形成を誘導する

○宅地開発に向けた主な流れと役割



- 宅地誘導ゾーン
- 宅地促進ゾーン
- 商業誘導ゾーン
- 工業誘導ゾーン（工業団地周辺及び農振農用地区域外）

2023年11月22日公表

	流れ	役割
1	事業可能性調査	菊池市 (地元関係者)
2	地元懇談会	
3	候補地の決定	
4	地権者懇談会	
5	開発の同意取得	
6	事業化決定	
7	開発事業者の選定・決定	地権者
8	開発事業者説明会	開発事業者
9	用地買収契約	
10	開発手続き（農転・開発行為等）	
11	造成工事着手及び販売広告	
12	完成	
13	販売開始	



② 「菊池市民間宅地開発補助金」

◇補助金額

新設する道路の総延長(m)×45,000 円
(最大500万円)

(注) 申請額の総額が当該年度の予算額を超える場合は予算の範囲まで



◇補助要件

- ①市が定める対象区域※1内で実施される建築基準法、都市計画法等の関係法令等の基準を満たす宅地開発事業
 - ②予定建築物の用途が**一戸建て専用住宅**
 - ③新たに**4区画以上**かつ**1区画 180㎡以上**の分譲を目的
 - ④宅地開発事業で次のいずれかに該当する道路及び側溝を設置
 - ・開発許可による道路（建築基準法第42条第1項第2号）
 - ・熊本県が位置の指定を行った道路（建築基準法第42条第1項第5号）又は熊本県道路位置指定取扱要綱に準ずる道路
- (注) 交付決定の日からその日の属する年度の**2月末日までに完了**

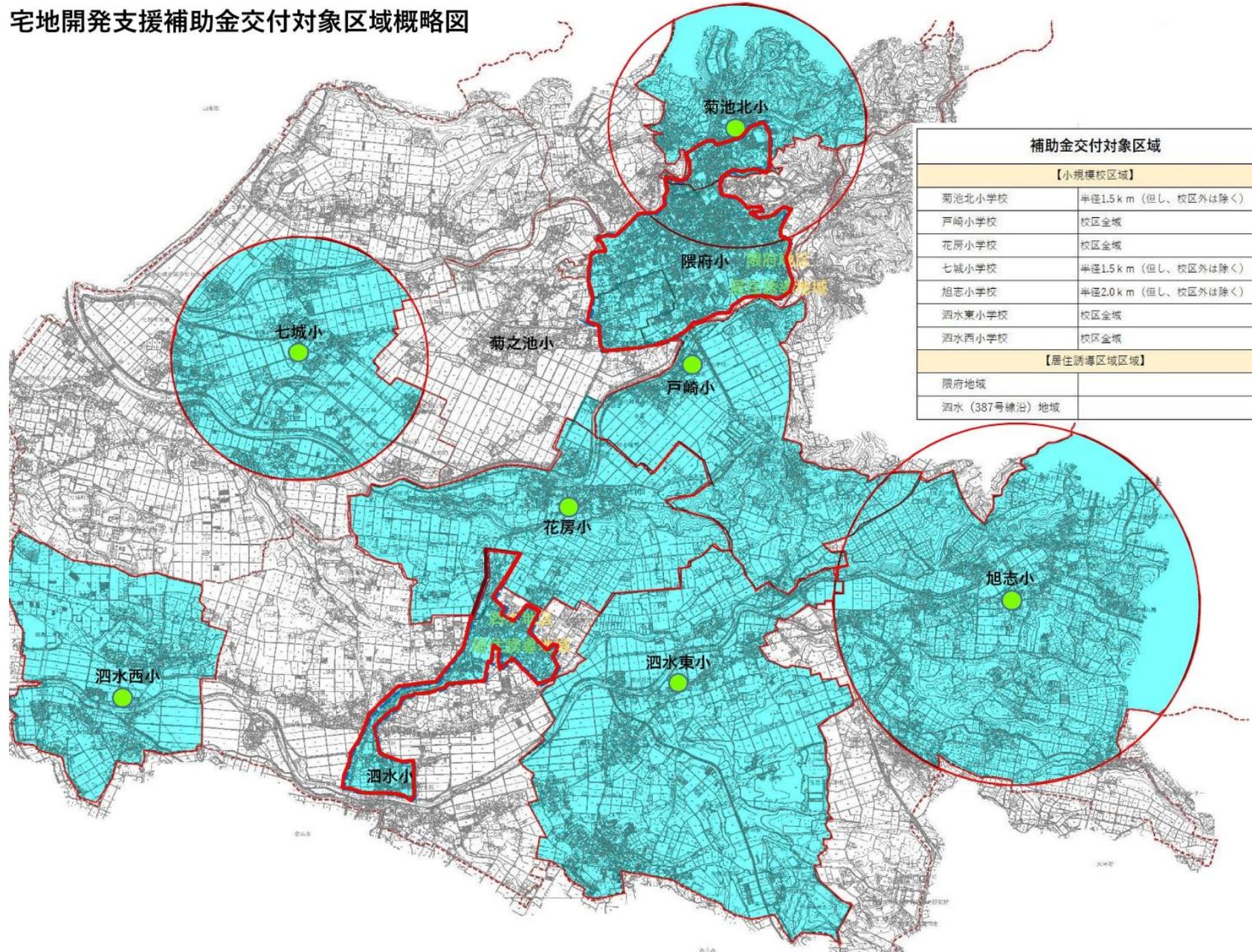
◇対象区域 (※1)

- ①**旭志小学校**を中心とする概ね半径2km円の範囲内の区域（小学校区外は除く）
- ②**菊池北小・七城小学校**を中心とする概ね半径1.5km円の範囲内の区域（小学校区外は除く）
- ③**戸崎小・花房小・泗水西小・泗水東小学校**の小学校区全域
- ④居住誘導区域内（本市都市計画上の居住誘導区域内）
- ⑤開発を行う土地が①～④までの対象区域の内外にわたる場合、一部が①～④内であれば、当該土地の全部を対象区域とする



「菊池市民間宅地開発補助金」対象区域

宅地開発支援補助金交付対象区域概略図



③ 「菊池市集合住宅用浄化槽設置整備事業補助金」

◇補助要件等

対象地域：菊池市旭志地域

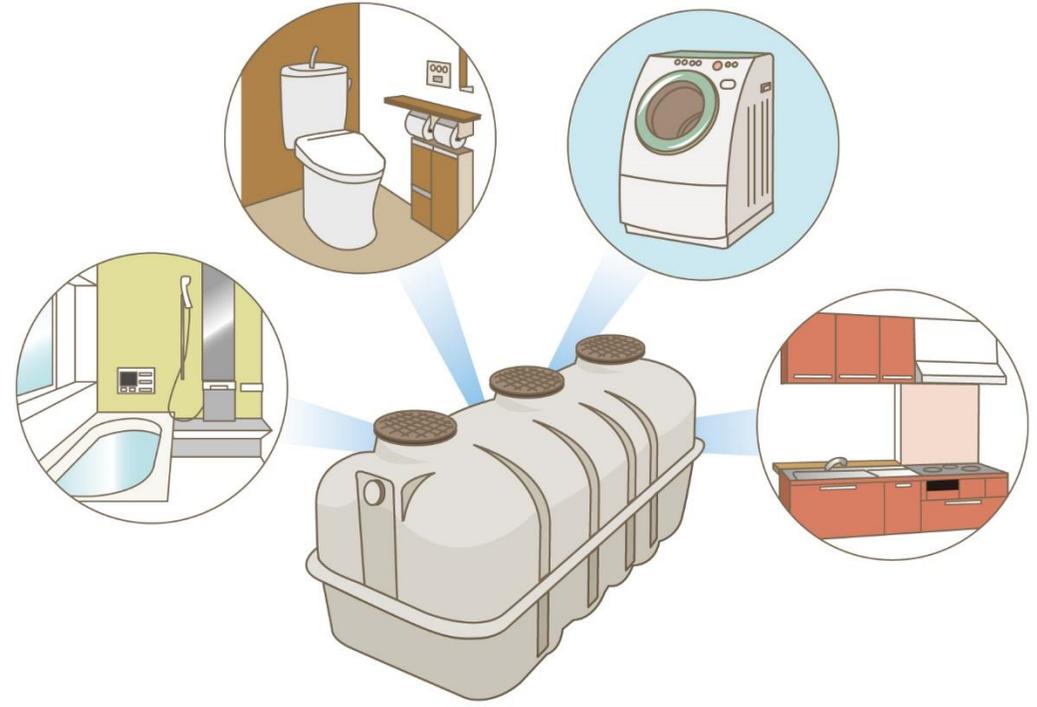
対象物件：集合住宅

対象経費：浄化槽の設置に要する経費

※人件費や配管工事に要する経費は対象外

対象浄化槽：○11人槽以上の浄化槽

- 熊本県浄化槽取扱要項の設置基準及び構造基準に適合している浄化槽

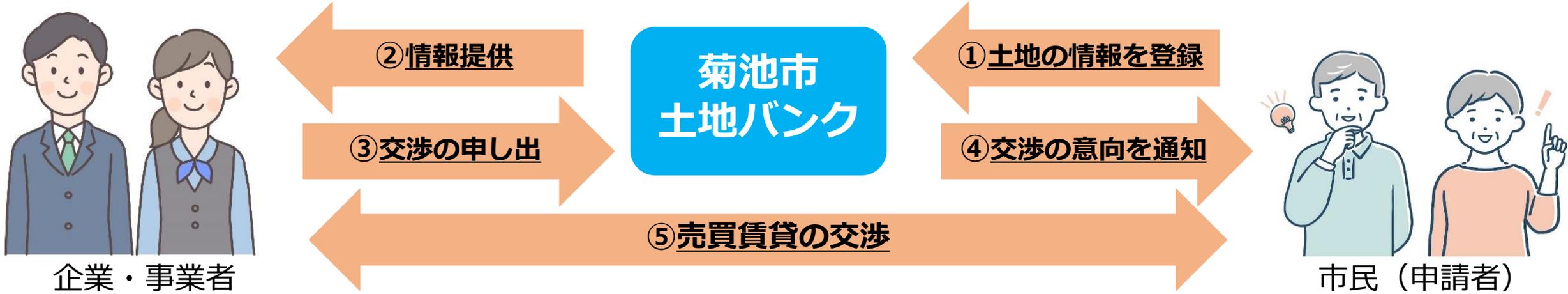


◇補助額

区分	金額
11人槽～20人槽	939,000円
21人槽～30人槽	1,472,000円
31人槽～50人槽	2,037,000円
51人槽～	2,326,000円



④ 「菊池市土地バンク」



◇登録する土地の要件

- ① 1区画概ね1,000㎡以上の面積
- ② 抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと
- ③ 土地の境界が明確であり、所有権等の権利帰属について争いが無いこと
- ④ 所有者と登記名義人が同一であること

◇主なメリット

事業者から交渉の申し出があった場合は、市が事前に土地所有者の方へ交渉の意向確認を行いますので、土地所有者の方は安心して交渉に臨むことができます。

※交渉自体に市が介入することはありません。



菊池市HP 掲載イメージ

5-2	菊池市旭志川辺字六ノ西沖	1460	山林	2213	NO.6(PDF 約685KB)
5-3	菊池市旭志川辺字三ノ赤迫	1678-1	畑	2713	NO.7(PDF 約701KB)
5-3	菊池市旭志川辺字三ノ赤迫	1678-2	畑	3429	
5-4	菊池市泗水町永字上赤迫	1870-1	畑	1029	
5-4	菊池市泗水町永字上赤迫	1870-2	畑	113	
5-5	菊池市泗水町永字上赤迫	1872	畑	1505	
7-1	菊池市野間口字中谷	505-1	田	985	NO.8(PDF 約998KB)
7-2	菊池市野間口字中谷	505-2	宅地	453.49	
7-3	菊池市野間口字中谷	505-3	公衆用道路	71	

⑤ 「菊池市子育て世帯移住支援事業補助金」



子育て世帯の
移住支援を

開始します

令和5年4月1日から

菊池市外から転入し、市内に住居を新築、購入された
子育て世帯※の方に補助金を交付します。

※子育て世帯：未就学児（6歳未満）が同一世帯内に
1名以上いる世帯

未就学児が
1名の世帯

30
万円

未就学児が
2名以上の世帯

40
万円

さらに
旭志地域へ
転入した世帯

+30
万円

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金に係るチェックリスト

○補助対象者

- 1. 令和5年4月1日以降に転入した子育て世帯で未就学児の保護者
- 2. 申請者及び同一世帯員が転入日の前日まで連続して1年以上菊池市外に住民票があること
- 3. 菊池市内に住居を新築、購入等していること
- 4. 申請者が、転入前の市区町村において税の未納がない者であること
- 5. 国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと
- 6. 申請者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
- 7. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

○提出書類

※様式1号、2号、3号はホームページからダウンロードできます。

- 1. 交付申請書（様式1号）
- 2. 誓約書（様式第2号）
- 3. 菊池市子育て世帯移住支援事業補助金交付請求書（様式第3号）
- 4. 顔写真付きの身分証明書（免許証やマイナンバーカード等）
- 5. 世帯全員分の戸籍の附票の写し
- 6. 新築、購入等した住宅及びその敷地の全部事項証明書
- 7. 転入前の市区町村での税の未納がない証明書

補助金についてご不明な点がある方はお気軽にご相談ください。

菊池市子育て世帯移住支援事業補助金に関する情報はこちら >>>



その他移住に関する情報はこちら >>>



⑥ 「空き家バンク」

